

情報の開示、秘密の漏えい等に対して過料を設けている法律の例

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
(平成十五年五月三十日法律第五十八号)

第五十七条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
(平成十五年五月三十日法律第五十九号)

第五十四条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

○民事執行法
(昭和五十四年三月三十日法律第四号)

(過料に処すべき場合)

第二百六条

2 第二百二条の規定に違反して、同条の情報を同条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者は、三十万円以下の過料に処する。

○森林組合法
(昭和五十三年五月一日法律第三十六号)

第二百二十二条

4 連合会の役員又は職員が、監査事業に係る業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用したときは、五十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

○水産業協同組合法

(昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号)

第百三十条

- 4 漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の役員又は職員が、第八十七条第一項第十号若しくは第八項又は第九十七条第一項第七号に規定する監査の事業に係る業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用したときは、五十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

○農業協同組合法

(昭和二十二年十一月十九日法律第百三十二号)

- 第百一条の三 中央会の役員又は職員が第七十三条の二十二第一項第二号の事業に係る業務に関して知り得た秘密故なく他に漏らし、又は窃用したときは、五十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。